

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：長久手市立長湫東保育園	種別：保育所	
代表者氏名：高嶋千鶴子	定員（利用人数）：134名（136名）	
所在地：愛知県長久手市東狭間703		
TEL：0561-62-0033		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和53年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：長久手市		
職員数	常勤職員：17名	
専門職員	(施設長) 1名	(早朝対応) 3名
	(保育士) 22名	(早朝・長時間対応) 3名
	(用務員) 1名	(長時間対応) 13名
施設・設備の概要	(居室数) 6室	(設備等) 遊戯室・職員室
		配膳室・常設プール

③理念・基本方針

★理念

- ・子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進すると共に、家庭との連携の下、子どもの健全な心身の発達を図る。
- ・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら保護者支援や地域の子育て支援を行う。

★基本方針

- ・子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を創り出す力の基礎(生命の保持及び情緒の安定、健康、人間関係、環境、言葉、表現)を培う。
- ・子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たる。

④施設・事業所の特徴的な取組

・子どもの心身の発達を見極め、一人ひとりに適した言葉掛けや援助を行うことで安心して園生活を送れるようにしている。また、障害について職員間で学び合い、共通理解をすることで障害児も健常児も共に育ち合えるような保育を行っている。

・毎朝ロールマットを行い、一人ひとりの身体の様子を把握したり、リズム遊びをしたり、散歩に出かけたりすることで、子どもの身体や足腰を丈夫にすることに努めている。

・遊びの中で、水や泥、砂などに十分に親しんで遊び、感覚器官の発達を促している。

・描画や造形活動を通して子どもが作ったものを基に、子どもとの会話を楽しむ中で子どもの思いに寄り添い、話し言葉の充実につなげている。

・畑で野菜を育て収穫をし、自分たちで調理をして食べるなど、子どもが実際に体験して感じることが出来る食育や環境学習を行っている。

・異年齢での関わりを大切に、保育の中で家族グループを作って年上の子どもが年下の子どもの面倒を見る事を通して、自然に思いやりの気持ちや年上の子どもに対する憧れの気持ちを持てるようにしている。

・保育士がチームワークをとり、優しい雰囲気の中、子どもたちが自発的に遊びを展開する中で、様々な学びができるよう心がけている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 7月19日（契約日）～ 平成31年 4月22日（評価結果確定日） 【平成30年11月26日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆地域との交流

地域の社会資源を活用し、ボランティアの受け入れや、社会貢献となる実習生・職場体験の受け入れなどがある。地域の高齢者ボランティアで構成される“おたすけ隊”を有効に活用している。子どもが小学生から高齢者まで幅広く年齢層に関わり、地域の中の様々な人々と交流できる機会を多く作っている。

◆保育人材の育成

「保育の質の向上」に意欲を持ち、非正規職員も含め積極的に研修・セミナーへの参加を促し、OJTや園内研修の実施によって職員のレベルアップに努めている。

◆のびのびと生活する子どもたち

一人ひとりの子どもが、笑顔でのびのびと園での生活を楽しんでいる。一人ひとりの子どもがしたいことを選択して取り組めるように、職員が、「どうする？」、「何がしたい？」などと声をかけている。職員の考える形にはめずに、子どもの自主性を尊重して支援する場面が多くみられた。

◇改善を求められる点

◆職員の意識の向上

「公務員であるからわかっている」、「公立の保育所で働いているから理解している」という性善説的な感覚で、マニュアルや手順書についての研修や周知が進んでいない。非正規職員を含む職員全員が公立保育所で働く職員であることの意識をより高めるため、マニュアルの全員配布、研修を通しての周知が望まれる。

◆子どもの権利擁護

子ども一人ひとりが、笑顔で自分の意思を出していくことは、とても大切なことではあるが、友達を呼び捨てにする子どもがいた。その子どもの周囲には、友達を呼び捨てにすることに戸惑っている様子の子どもの見られた。子どもを差別せず、平等・公平に保育することが基本であることに間違いはない。その意味において、クラスに子ども全員の作品を並べて展示しているが、中には苦手で展示してほしくない子どもがいるかもしれない。子どもの権利擁護を考える時に、その確認が必要な場合もある。慣習に流されたり、職員目線で考える基準になってはいないか、一考を要す。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めて第三者評価を受け、保育の見直しが出来たり、職員全体で問題点を考えるよい機会となりました。
マニュアルに関して意識がうすいので、今後学んでいきたいと思いました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
市の保育理念・基本方針を基に、園独自に保育目標を掲げ、毎年度末に職員と話し合って次年度の保育目標を決めている。今年は「いきいき のびのび 元気よく」とし、子どもの自発的な活動を促すような保育実践に努めている。職員への浸透を図るため、保育目標は職員室に掲示し、ホームページにも掲載している。保育目標の掲示や掲載だけでなく、どのように実践するのかも含め保護者や職員に事あるごとに伝えていくことが望まれる。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
市の子育て支援課を中心に市内保育園の園長会などにより、社会福祉事業の動向や福祉計画の策定動向の情報交換を行い、把握している。市で把握している人口動向に加え、地域の生活環境等の分析や未就園児対象の「たけのこクラブ」等の利用者の状況把握に努めている。市で把握している情報に、各園で収集・把握した情報を加え、経営環境の変化に適切に対応していくことが望まれる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園運営に関する課題は市の園長会や副園長会を通して改善点を検討し、各園の職員会で職員に展開されている。園の問題点や課題は園長が把握しているが、文書化されていないことから園長の異動時には引継ぎがされていない。園長が把握している園運営に関する課題や取り組みもうとしている項目を一覧表等で明確にし、園長が交代しても組織的にまた継続的に対応していくことが望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
市の「子育て支援計画」に沿って園運営が行われ、2020年からの5ヶ年計画に向けた計画策定が進められている。市の事業計画に基づいて、3年後・5年後の「園のあるべき姿」に近づけるための、現在把握している問題点や課題の改善対応を明確にしておくことが望まれる。改善対応には中・長期的に時間を要する事項もあり、計画的に対応していくことが望まれる。			

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
市の行動計画を基に、単年度の計画が策定されている。各活動計画には目的や活動内容は明記されているが、評価のできる数値目標や到達点が明記されていない。単年度の活動計画においては、その活動の進捗や活動の評価が必要であり、検証結果による改善項目を次年度に反映させていくことが大切である。活動内容が評価・分析できるように、単年度の活動計画には数値目標等を設定して取り組むことが望ましい。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
行事計画が中心となるが、職員も参加して意見を出し合って計画策定を行っている。課題に対しては職員も認識・理解し、課題解消に努めている。計画実施時は職員会議等で実施状況を確認するとともに評価・反省も行っているが、計画は年度末に次年度の活動内容を含め策定しているため、活動途中での評価・反省の反映が取り込めないものとなっている。年度途中でも改善対応を反映できるように工夫することが望まれる。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
市の事業計画は広報に含まれ、市内全戸に配布されている。入園説明会や入園式、進級式等で保護者に対して伝えているが、実施した家族アンケート結果からは、事業計画の説明について「あった」と認識している保護者は約半数に留まっている。同じ内容にしても、説明の仕方を工夫したり、分かりやすい資料を配布することで、保護者の興味を引き出し、園の運営に関心を持ってもらえるようにすることが望まれる。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
職員が同じ方向性や気持ちを持って保育できるように、テーマを決めて職員会議等で話し合い、反省・改善に繋げている。保育に関する保護者アンケート等を実施したことがなく、職員会議のテーマも日常保育から出てきた問題・課題が主となっている。今回の受審による自己評価や第三者評価結果を参考に、「保育の質の向上」に向けた取り組みを継続的に行うことが望まれる。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
職員会議やグループミーティングを利用し、保育に関するテーマを決めて話し合い、問題点・改善点を明確にして改善するように努めている。話し合う内容は議事次第に残ってるが、話し合った内容や結果は議事録に残されていない。明確にした課題や問題点に対する対応については、定期的に進捗確認をするなど、計画的な活動となるような工夫が望まれる。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
市の定めた職務分掌により、園長以下職員に至るまで、それぞれの役割と責任が決まっている。市が開催する初任者研修で、職員に周知・理解を図るとともに職員の意識の構築にも役立っている。園長不在時の権限移譲は各対応マニュアルに明記されている。市の職員としての職務分掌だけではなく、園内にある「暗黙のルール」はできるだけ明文化し、それぞれの役割と責任、権限を明確にしておくことが望まれる。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市のそれぞれの担当部局が法令やガイドライン等を把握し、必要に応じて研修やセミナーを開催して各園に情報展開している。園長は市からの指示内容に基づき、必要に応じて職員会議や回覧を通じて職員に情報を伝えている。今年度より、「保育所保育指針」が改訂されたのをはじめ、労働関連並びに個人情報関連法令など、園運営に関する法令等が改訂されており、それらに関する研修等も実施されている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園長は、職員が同じ方向性を持ち同じ気持ちで保育ができるように指導している。園運営に関する課題・問題に対しては、職員会議等を使い、職員全体での話し合いにより検討・解決している。職員個々に関しては、日常保育の場や定期的な個人面談の場で、相談・助言・アドバイス等により職員の育成に努めている。パート・臨時職員を活用するため、研修やセミナーへの参加を促し、知識や技術の向上に努めている。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員の確保が難しい状況の中で、全職員が子どもの安全確保を基本に保育実践に努めている。時間外労働は申請制とし、園長が承認する手順となっている。有給休暇も申請通りに取得できるように職員間の協力も得られている。ワーク・ライフ・バランスにも配慮しており、確実に働きやすい職場づくりが進行している。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
職員の採用・確保は市の子育て支援課に要請し、欠員が出た場合には補充できる体制となっている。育児休業等の取得を促進しており、定期的に状況確認などをする中で復帰支援をして、職員の定着にも努めている。来年度からは、5日間の有給休暇取得の義務化も始まることもあり、事業計画に年間の人員計画も組み込んで人員配置や人材育成が計画的に行われることが望まれる。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
正規職員に関しては、市の「人事評価シート」に基づいて総合的な人事評価が行われている。年間の個人目標を設定し、年3回の個人面談により目標達成の進捗確認や評価がなされている。しかし、個人目標は単年度での活動となっており、次年度の目標へと繋がっていない。個人目標に対する活動の結果を評価・分析し、継続的な活動となり人材育成にもつながるように工夫していくことが望まれる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
園長は職員の勤務シフトを作成し、時間外労働や有給休暇の取得状況を把握している。パート・臨時職員も活用し、職員間の協力も得て働きやすい職場づくりに努めている。定期的な個人面談を含め、日常保育の場でも相談やアドバイスなどの声掛けを心掛けている。パート・臨時職員など、短時間勤務の職員に対しても必要に応じて個人面談を実施するなど、就業状況の確認など相談しやすい環境づくりが望まれる。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
人事評価に基づき、年度ごとに個人目標を設定し、定期的な個人面談も実施して職員の育成に取り組んでいる。市の年間研修計画に従って教育・研修を行い、過去の研修実績も記録して職員一人ひとりの育成に向けた取り組みを行っている。キャリアパスも考慮してパート・臨時職員も含め、階層別や専門的な知識・技術の習得などできるように取り組んでいくことが望まれる。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
市の年間研修計画を基に、教育・研修計画が立てられている。市が開催する研修のほか、外部研修の案内を回覧し、保育に関する知識や技術の向上に資する研修参加を促している。市が主導して開催される研修の観点だけでなく、パート・臨時職員も含め、職員一人ひとりに対して円独自の研修計画を策定し、教育・研修を実施していくことが望まれる。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市主催の研修のほか、研修担当者が企画する経験年数や担当クラスを考慮した市内の他保育園との合同研修、外部研修など職員一人ひとりの研修参加の機会が確保できている。市の研修には正規職員のほか、臨時職員も参加できるようにしている。新任の職員に対してはOJTを適切に実施できる体制となっている。研修参加後は、職員会議等で報告し、参加していない職員への情報提供や研修の振り返りの機会としている。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「実習生受入マニュアル」に沿って毎年、実習生の受入を行っている。実習生受け入れに際してはマニュアルを基に、事前に職員会議で周知して実習プログラムや注意事項の確認等を行っているが、受け入れの目的や効果が記載されていない。子どもの理解や保育人材の育成、確保などの目的並びに指導職員の人材育成等の効果など、マニュアルに明記しておくことが望まれる。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
ホームページを活用して、市の保育理念や園の保育方針、事業計画並びに事業報告などを公開している。リーフレットを利用して保護者や地域住民への情報公開に努めている。園に対する苦情は受付窓口を副園長、対応責任者を園長としている。車利用による登園・降園時の交通ルールに関する苦情があり、マナー遵守の啓発ポスターを園外に掲示するなどの対応をしている。情報公開の内容や方法は園長会で検討している。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
園の運営は市の子育て支援課が主管し、市が決裁権限を有している。園では物品購入や施設設備の修繕等について、稟議を申請して決済を得ている。金額によっては複数見積りを取り、適正な取引となるように努め、納入は決められた業者からとなっている。納入業者に対しては、適正な取引が継続されていることを確認するためにも、価格や品質、納期などの評価を行い、取引継続の可否を検討することを望みたい。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市内の高齢者で構成される“おたすけ隊”の受け入れや、定期的な「老人憩いの家」での高齢者との交流を続けている。また、小・中学生の福祉体験学習や大学生の保育ボランティアを受け入れるなど、各年齢層と交流できるように努めている。定期的な地域の消防団とのふれ合いなど、園内イベントや園外散歩の機会を利用して交流を深めている。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
「ボランティア受入マニュアル」を策定し、積極的なボランティアの受け入れを行っている。小・中学校の職場体験から大学生の保育補助ボランティアなど、地域の教育機関との連携にも努めている。“おたすけ隊”には保育園の周辺整備などの協力を得ている。ボランティア受け入れに際しては、受け入れ目的にもよるが保育補助では事故等のリスクも考慮し、事前に職員会議等で周知して注意事項の再確認等しておくことが望まれる。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「危機管理マニュアル」の表紙裏面に、園と関連する地域の社会資源を一覧形式で明記して職員に配布している。保育に関連する事項に関しては、子育て支援課が主体となって関連部署や各機関と連携して対応する体制となっている。園での対応は記録を残し継続的なフォローができるようにしている。虐待が疑われるケースなどは、適宜関係機関と情報交換して連携を図っている。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
月2回の園庭開放や年10回の「たけのこクラブ」による未就園児や保護者の交流活動を行い、保育に関する相談などへの対応もしている。園が地域の一次避難所に指定されていることもあり、災害時の対応手順も確認されている。特に配慮の必要となるアトピーや障害などへの各種情報発信など、保育園が有する専門性や特性を活かした活動をしていくことが望まれる。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
子育て支援課と連携して地域の福祉ニーズを把握し、未就園児の保育相談や障害児対応では「杉の子教室」の療育見学や保育相談など、保育所機能を地域に還元する活動を進めている。地域ニーズの把握は、地域からの情報収集が必要となり、民生委員・児童委員との連携や定期的な情報交換も必要となる。土曜保育や休日保育の実施に留まらず、保護者を含めた地域の子育て支援活動に取り組むことが望まれる。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重した保育の基本姿勢は「保育課程」(現「保育の全体的な計画」)に記載されている。正規職員は公務員として理解している。重要事項については4月当初口頭で伝えているが、短時間保育士が共通理解できているか否かは明確ではない。保護者への説明も入園説明会で口頭で行っているが、文書としては残っていない。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
虐待防止及び対応については「危機管理マニュアル」に記載されているが、子どものプライバシー保護に関する文書の確認はできなかった。子どもの権利擁護に関するマニュアルや規程の整備、非正規職員を含む全職員への周知・理解の共有については、既に自己評価を実施した時点で課題として認識しており、その成果は次年度に期待したい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に必要な情報は、ホームページで公開されている。園開放で来園した保護者へはリーフレットを渡し、園長や副園長が対応し、施設や保育状況を見学できるようにしている。保育所選択の手だてとして、リーフレット内容や設置場所等の検討をされたい。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
入園説明会で保育園のしおりやスライドを用いて園長が説明を行っている。配慮が必要な保護者への対応は市全体での件数も多くなく、各保育園で個別に対応できてはいるが、ルール化されてはいない。保育開始時、保育についての同意は文書では残されていない。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育の継続性に配慮し、市内公立園間では引継ぎ文書を渡している。私立や市外への転園については要求されれば渡ししているが、明確な取り決めはない。退園後の相談窓口としての機能は図られているものの、明文化されてはいない。相談担当者や窓口については、明文化の必要を認識しており、今後に期待したい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保護者満足の把握は送迎時の会話やおたより帳、懇談会等で行い、その都度職員会議で報告し、対応の検討を行っている。重大な事案以外の保護者からの意見や報告、検討等の文書での保存は確認できなかった。保護者からの意見の記録、分析、検討、具体的な改善策の提示等についての仕組みの整備が望まれる。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決の仕組みが整備され、「保育園のしおり」や保育園入り口に掲示して保護者へ周知している。「苦情記入カード」の配布や匿名アンケートは実施していないが、市役所への電話や市長へのメール等で匿名で苦情が言える工夫はされている。苦情があった場合には、園長、副園長が中心となって対応しており、職員一人ひとりの意識を高めるために、マニュアルの再確認をしていこうとする前向きな姿勢がある。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
いつでも相談できることや個人懇談で相談できることは、必要に応じて「園だより」で保護者に発信し、送迎時に口頭やおたより帳、個別に時間を設けて相談にのっている。相談場所の確保に関しては、医務室や和室等で対応する等の工夫が見受けられる。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
保護者からの相談や意見に対しては、その都度や職員会議等で園長や副園長に報告して対応し、重要事案については職員が共有できるようにしている。相談や意見に対して、どの職員も同じ対応ができるよう、相談や意見への対応や解決までの流れを文書化し、共有することが望まれる。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「危機管理マニュアル」に事故防止や対応について記載されている。朝礼や職員会議を通して安全確保や事故防止について職員で情報を共有している。事故の対応については顛末書を作成し、市役所にも報告している。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
感染症の予防と発生時の対応については、「危機管理マニュアル」に記載されており、マニュアルに従って対応し、保護者への情報提供も適時に行っている。職員一人ひとりの意識を高めるためにマニュアルを利用する等、短時間保育者を含め、全職員対象に研修をされることを検討されたい。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「災害時対応マニュアル」、「消防計画」が整備され、避難訓練や引き渡し訓練等が定期的に行われている。対応マニュアルや園の周りの環境への理解について、全職員の共通理解を深め、安全保育への意識を高めるために、訓練や研修を繰り返し実施することを計画している。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
「保育の手引書」、「離乳食マニュアル」、「危機管理マニュアル」等に、標準的な実施方法が記されている。「保育の手引書」に関しては全職員に配布されているが、職員室で管理し誰でもが閲覧できるようにしている文書もある。標準的な実施方法について、「保育の手引書」やマニュアル類を全職員に配布して研修を実施し、いつでも誰でもが必要な時に確認できるようにすることが望まれる。			

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
「保育の手引書」や各マニュアルについては、市内公立園の副園長が代表で見直しているが、保護者からの意見の吸い上げや検討、見直しの手順が明確化されていない。保護者や担任、短時間勤務保育士等の意見の収集方法を含めた仕組みの構築も望まれる。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
指導計画の策定やアセスメントについては、市内公立園統一の様式で行われている。関係機関の研修や講義を受けてはいるが、実例についての相談や協議はされていない。アセスメントに基づいた指導計画の策定、実施、評価、見直し、関係機関との協議等、指導計画策定の手順を整備し、実施されることが望まれる。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
指導計画の見直しについては、各担任から副園長、園長まで園内で組織的な見直しが行われている。朝礼や職員会議で指導計画の変更、関係職員への周知、保護者の意向等が共有されている。指導計画の見直しの仕組みや流れ、共有事項の記録保存等も適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの発達状況や生活状況は、朝礼や職員会議で情報共有している。保育の実施状況、指導計画、児童票等、適切に記載されており、記録内容や書き方に職員ごとに差異が生じないよう、副園長が個別で指導している。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
正規職員は公務員という立場上、職員研修等で、「個人情報保護規程」の理解がされているが、非正規職員等への研修は行われていない。「個人情報保護規程」については「保育課程」(現「保育の全体的な計画」)に記載はされているが、規程やマニュアルの保管、保護者への説明がされていない。			

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育課程の編成			
A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
「保育課程」(現「保育の全体的な計画」)は、市内公立園の全園長が策定したものを、各園の状況に合わせて変更したものを使用している。園長が中心となって策定している現状であるが、「保育所保育指針」の改訂に合わせ、子どもの状況を踏まえて職員間で話し合い、さらに保護者の意向を取り入れた全体的な計画策定を期待したい。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
施設が古いため、掃除をこまめに行うことを意識し、清潔を保ち、安心感をもって生活できるように心がけている。事務室やテラスも保育室の一つと捉え、子どもたちの遊びの空間を工夫している。上靴で園庭を歩いている子どもの姿があったので、職員の意識のみならず、子ども自身も清潔や安全に生活できる空間づくりを意識できるような取り組みにも期待したい。			
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子ども一人ひとりの家庭環境、発達等の個人差を把握し、職員間で共通理解して対応している。対応が難しい事案もあるが、子どもの気持ちに寄り添って保育することを心がけている。			
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
衣服の着脱やたたみ方を伝えたり、朝の身支度、トイレ使用後のスリッパを揃える、給食センターの栄養士による箸の持ち方指導を受けたり等、年齢に合わせて段階を追って生活習慣が身につけられるような工夫がされている。子ども一人ひとりの生活状況や発達状況を把握し、適切に援助している。			
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
戸外で身体を動かして遊ぶ時間の確保をししたり、室内外での遊びを自分で決めて取り組めるような工夫をしている。異年齢の子ども同士の間わりがもてるよう、一緒に活動したり、散歩に出かけたり、期間を定めての縦割り保育も取り入れている。保育園“おたすけ隊”と言われる地域の高齢者のボランティアとの交流もある。			
養護と教育			
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	a ・ b ・ c
評価機関のコメント			
非該当			
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
1・2歳児は探索活動、自我の芽生えや育ち、基本的な生活習慣の習得等、一人ひとりの状況に合わせて穏やかな雰囲気の中で自分であろうとする気持ちに大切に関わっている。1歳児、2歳児ともに複数担任での保育を行っていたり、保育時間が長い子どもも多く、担任同士や職員交代時の情緒の安定が図れるよう、引継ぎを含め対応を丁寧に行っている。			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
異年齢での交流や活動、縦割り保育を通して、5歳児の心が育ってきつつあり、年下の子ども達のモデルになる姿を見せたり、3歳児や4歳児が5歳児に憧れて真似をするなどの姿が見られるようになってきている。園外で地域の人と関わることは多くはないが、機会があれば子どもの育ちや取り組んできた活動を伝えている。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
障害のある子どもは加配保育士を配置し、統合保育を行っている。「コロニー」や「杜の家」等、専門機関での職員研修や相談を行い、職員会議での情報共有、共通理解を行うことで全園で統合保育がなされている。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
長時間保育の指導計画は、全体の子どもたちの状況を把握している副園長が立案している。戸外での遊びの時間を確保するようにしたり、室内では日中の保育環境とは異なる環境設定に心がけ、一人ひとりがゆったりと好きな遊びができるよう工夫している。早朝から日中、延長保育までの引継ぎは口頭で行っているが、伝達漏れを防ぐためにも、口頭伝達以外の方法も考慮されたい。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わりに配慮している。	保 56	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
小学校見学を実施し、年長児と小学生と一緒に折り紙やドッチボールなどをして交流する機会を設けている。幼保小連絡会議に担任が参加したり、配慮を要する子どもの対応については連絡をとる機会を設けている。保護者から小学校生活について質問があれば、職員が分かる範囲で対応している。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
子どもの健康状態の把握は保護者からの情報や健康診断結果、健康観察の状況等、職員会議や朝礼で情報共有されている。SIDS(乳幼児突然死症候群)の睡眠時チェックは1、2歳児ともに15分に1度、顔の向きや呼吸の状態を確認して予防している。職員全員や保護者に対して、SIDS(乳幼児突然死症候群)の説明文書等の配布がなく、周知されているとは言い難い。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
健康診断や歯科健診の結果は記録され、書面にて保護者へ知らせている。歯磨き指導やうがい、手洗い等に加えて鼻のかみ方を保育の中に取り入れている職員もいるが、職員全員が共通理解している訳ではない。良いと思われる保育内容は保健計画の中に取り入れ、職員全員が共通理解していくことが望まれる。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「危機管理マニュアル」の中にアレルギー対応について記載されており、医師の指示の下に「アレルギー個人票」を使って園長、副園長、担任が保護者と面談し、除去食や弁当持参で対応している。朝礼で口頭確認し、配膳時には用務員と担任が二重チェックし、トレイの色を変えて提供している。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園庭や畑で栽培した野菜や米を使って、カレー作りやおにぎり作り等を行っている。サンプルケースの提示や毎月ではないが月のたより、ホワイトボードを利用して、食事に関する保育の取り組みを家庭に発信している。自園調理ではないため、1歳児の食事が個別の発達に合わせられない現状もあるが、一人ひとりの子どもの発達や食事量、好き嫌い等に対応したり、落ち着いた雰囲気の中で楽しんで食事ができる工夫が望まれる。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	⑦ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
各園の園長、センター長、栄養士による献立委員会で子どもの食事状況や咀嚼の様子等の情報交換をし、献立の工夫や調理方法の検討を行っている。月に一度、栄養士が保育園巡回をし、子どもの状態把握を行ったり、食べ物の役割について話をする機会を設けている。地域の食生活や季節感については担任が伝えるようにしている。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	⑧ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
日々の保育をホワイトボードで発信したり、登降園時の会話や連絡帳で情報交換をし、次年度以降に必要なと思われる情報や個人懇談の内容は「児童票」に記録し、全職員で共有することが求められる事項については職員会議での情報交換も行われている。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	a ・ ⑨ ・ c
評価機関のコメント			
登降園時に職員は積極的に保護者に話しかけ、信頼関係を築くよう心がけてはいるが、駐車場が少なく、保護者の希望通りにできる時とできない時があり、保護者に不公平感が生じている。保護者からの相談は、連絡帳によることが主となるため担任が受けているが、事案によっては園長、副園長と相談して対応したり、個別に懇談を行うこともある。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ⑩ ・ c
評価機関のコメント			
「危機管理マニュアル」に虐待対応について記載されているが、現在虐待を疑われる子どもがいないことから、正規職員はマニュアルを各自の判断で読んでいるに留まっている。マニュアルを使って、非正規職員等も含めた全職員への周知を図る研修が求められる。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ⑪ ・ c
評価機関のコメント			
正規職員対象に市主導の自己評価、事例検討会や園内研修が行われているが、非正規職員の自己評価のシステムがなく、指導計画の反省や保育日誌での反省での自己評価に留まっている。職員一人ひとりの自己評価を、園全体の保育の質の向上や専門性の向上につなげる取り組みが求められる。			